

第350回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年6月15日（火）午後2時から午後3時15分まで
- 2 場 所 徳島県水産会館 大研修室
- 3 出席委員 岡本 彰、福島 茂、阿利茂昭、島崎勝弘、豊崎辰輝、
柏木正弘、濱 竹美、今治清孝、中西 敬、中村秀美
- 4 欠席委員 三原敏夫、平尾義徳、三木真之、團 昭紀、福井典代
- 5 事務局 加藤主査兼係長、木本主事
- 6 県出席者 赤澤係長、吉田主任主事
- 7 議 題
 - (1) 徳島県資源管理方針の変更について（諮問）
 - (2) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について（諮問）
 - (3) くろまぐろに関する令和3管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について（諮問）
 - (4) 知事許可漁業の許可方針の改正について（諮問）
 - (5) 知事許可漁業の申請期間について（諮問）
 - (6) 徳島海区漁業調整委員会事務規程の改正について
 - (7) その他

8 議事

事務局： 定刻を少し過ぎましたが、これより、第350回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中10名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長： 皆さんこんにちは。本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただ今より第350回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、濱委員さんと柏木委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題1は、「徳島県資源管理方針の変更について」でございます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

漁業調整課： (パンフレットにより資源管理制度について説明)

水産振興課： (資料1により説明)

会長： 説明は以上のおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。何かございませんか。

委員： 確認ですが、今後8割がTAC対象になり増えていくなかで、今回、まさば・ごまさばが増えたという理解でよろしいですか。

今後国がTACを増やすに従って、随時徳島県も計画変更と割当が変わってくると。それがずっと続いていくという理解でよろしいですか。

漁業調整課： 一つ説明不足の点がございまして、TACの8魚種は改正漁業法施行前に「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」というのがございまして、その中で既にTAC魚種として選定されていたものです。このたび改正漁業法に制度が移行するにあたりまして、漁期が始まる前に改めて方針を定めるものであります。このたび方針に追加して数量もお諮りするんですが、これまでもまさば・ごまさばはありました。今後増えていくというのは、まだ魚種は決定していないのですが、かなりのものが移行すると思われまして。特に一番我が県で水揚げがあって関連しそうなのがサワラなんですけど、資源評価が行われてそれが入ってくるであろうと。決定ではなく、反対される漁業者もおられますので我が県だけの話ではないですが、最終的に水産庁が決定するものですので、ここに載っていない魚種も増えていく形になります。ここにある8魚種は従前からあったもの。8割というのはこれ以外のものが今後増えてくる可能性が高いということなんです。説明足らずで失礼いたしました。

会 長： ありがとうございます。ほかに何かありますか。

委 員： 今の話で、現状の漁獲量を超えないようにということはあるんですけど、まさばであろうがごまさばであろうが漁獲の周期が数十年規模と長くて。まいわしとかさんまとか相関関係があってわからんんですけど、過去のデータでいうと20年とか30年とかの周期で変動するときに、前年度の漁獲量で判断されたら困る。くろまぐろのときも近年で最低の水揚げ高の年を基準にやられ、目の前に魚がおっても一旦国で決められた数字を覆すのは難しいという苦い経験がある。なので今後魚種を決める際には、単純に前年とか直近何年とかではなく、そういう周期についても気をつけてほしい。後々若い子が入ってきてもそこがネックになってしまう。くろまぐろについては今回量が増えているが、過去に自分が釣りに行っていたときからいうとゼロが一つ足りないくらい。それとトン数で規制されると完全な保護にはならない。小さい魚を獲るときと100キロ余ってある魚を獲るとでは全然違う。小さい魚を何万匹獲ってもトン数は1トンか2トン。くろまぐろの場合、他県の船が徳島の漁場で釣っ

て帰って向こうの水揚げにするから徳島の水揚げ実績が少なくなる。規制が始まった頃にはちょうどくろまぐろ養殖用の稚魚を獲る方向へ転換しており80～100グラムだった。尾数はたくさん獲っていたが小さいからトン数が少なかった。国の規制はトン数でいってしまう。以前、保護するなら尾数でやるよう訴えたこともあるが、これからこのような規制があるときには気をつけてもらわないと、徳島県の漁業全体に差し支えがある。資源管理そのものには大賛成で、厳しく規制をして資源を増やすことを考えないといけない。

会 長： ほかにございませんか。

無いようでございますので、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし

会 長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

次に、議題2に移りたいと思います。

「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について」でございます。

県から説明をお願いします。

水産振興課：(資料2により説明)

会 長： ただいまの説明について何かご意見、ご質問等がございませんか。

委 員： 今年、10センチくらいの小さいサバがものすごく湧いている。網が揚がらないので裂いて戻ってくる船が1日に2～3隻ある。そういうのが入ってきても漁獲量の対象になるのか。

漁業調整課： 基本的には水揚げ量については魚の大小にかかわらずということになります。

委員： 作業中に魚探に映っても気がつかなくて網に入ってくる。気がついたときには入らないように網を揚げてしまうんやけど。年配の人に聞いたら60年くらい前にもこういう年があって2年続くらい。これが大きなサバになった場合にどうなるかと思って。

会長： 大きかったらトン数は増えるわな。

漁業調整課： 2年後、3年後それらが大きくなったときに目安数量を超えてしまう可能性があるということですよね。あくまでも目安数量については、次にお諮りするくろまぐろと違って、超えたからといってたちまち採捕停止命令を出すものではないです。明らかに積み上がってこの数字を超えるようであれば、指導文書は水産振興課から発出することになるかと思えます。

会長： ほかにございませんか。無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： 次に、議題3に移りたいと思います。

「くろまぐろに関する令和3管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課：(資料3により説明)

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

委員： 漁期の割り振りなんやけど、地域によって水揚げがまったく違うんよ。これを動かすのは難しいやろうし、どっちにしても漁があったら自粛するんはやむを得ないししょうがない。本当はこれから7～8月が養殖用の時期やったんやけど、養殖用がまき網になったん

で今は獲りにいかんけど。いずれにせよ今の量は漁があったら1日で釣れる量なんで。県で15トンいうんは私一人でも釣れる。皆さんにも理解いただければ。

委員： 本論と外れてしまっって申し訳ないんですけども、今漁期に大型魚が昨年と比べて多く獲れているというのは、何が変わってきてるんでしょうか。

委員： うちら近海でマグロを獲るんですけど、東京の近かつ協のグループに入ってるんですけど、今までは1隻でなんぼ獲っても構わんと。水産庁の方で漁獲量が決められてて、獲るには獲るけど、獲りたくても割り当てが無い船もあるし。今年の4月からIQ方式いうて各船に割り振って、その量にしても1.2トンくらいやったかな。大型魚は大きかったら250から300キロ。10本も釣ったら終わってしまう。高知県の東洋町のマグロ船やったら釣るんが上手やかから1~2日で終わってしまう。昨日のリモート会議でどういう割り振りをするんか話があった。今まで1トンそこそこやったんが2トンに増えてきたんやけど、それでもちょっと足らんと違うかな。

委員： 今のところ資源量の大きな動向というよりも、大型魚について当たり外れが大きいということですか。

委員： それもあるけど、水産庁の方から量は釣ったらすぐに報告せなあかんし、それ以上いったら「漁場を変え」って言われる。漁場を変えてって言われても他の魚が食うか食わんかいうのもあるし。水産庁ともいろいろ話しよんやけど。

委員： 勉強になりました。また教えてください。

会長： ほかに何かございませんか。

委員： 漁獲配分の決め方は、過去の実績から決めるんやと思うんやけど、マグロだけでなしに魚種が段々増えてきたら、過去の漁獲量が問題になってくる。僕はちりめんやけど、ちりめんの漁獲量は計りようがない。1年間の徳島県の水揚げとをどうやって把握するかという

のが大事になってくる。兵庫県のしらすの水揚げ量が去年びっくりするぐらい多く国の方に上がってる。徳島県は正直なんか知らんけど数字がはたしてほんまかどうか。過去の実績によって漁獲量が制限されるなら毎年の水揚げ量をきちんと計ることが大事やと思う。

委員： 毎年国の方から統計調査が来るんやけど、実際見てるとギャップがある。調査に来よる国の人から電話かかってきても、そこそこでええんですって。要は調査に来ましたっていうのがあったらええみたいな。

委員： 兵庫県の去年のちりめんの水揚げ量は徳島県の4倍、5倍の数字が上がっている。そんな獲れる訳ないのに。将来TACになったときに考えてやりよんかなって思ったりする。

委員： 実績を積んでるんかもしれん。

委員： 魚種が増えたときに実績をちゃんと把握してなかったら、漁業者から少ないって文句が出る。

会長： ほかにございませんか。

委員： 異議なし

会長： 無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題4「知事許可漁業の許可方針の改正について」、それから、議題5「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課：(資料4、5により説明)

会 長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。何かございませんか。

委 員： 異議なし

会 長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

次に、議題6に移りたいと思います。

「徳島海区漁業調整委員会事務規程の改正について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課：(資料6により説明)

会 長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

委 員： 異議なし

会 長： 異議が無いようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし

会 長： 議事は以上ですが、その他何かございませんでしょうか。

漁業調整課： 資料7をご覧ください。先日来、当委員会でお話させていただいております「遊漁者等によるやす・は具の使用について」、まずは実態調査からということで、6月1日付けで沿海漁協に対し資料にありますようにアンケートを行っているところです。アンケートの回答期限が6月18日までとなっておりますので、取りまとめが済みましたら次回委員会でお示しできるかと考えていますのでよろしくをお願いします。

会 長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。何かございませんか。

それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第350回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。

長時間に渡りましてご審議ありがとうございました。

以 上